

設楽ダム建設に伴う損失補償基準妥結調印式

設楽ダム建設同意に関する調印式

式次第

協定書

日時 平成21年 2月 5日(木)

午前10時から

場所 愛知県奥三河総合センター「講堂」

設楽ダム建設に伴う損失補償基準妥結調印式
設楽ダム建設同意に関する調印式

次 第

日 時 平成21年2月5日（木）
午前10時から
場 所 愛知県奥三河総合センター 講堂

- 一、開式の辞
- 一、事業者あいさつ
 - 国土交通省中部地方整備局長
- 一、設楽ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書朗読
- 一、設楽ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書調印
 - 設楽ダム対策協議会長
 - 国土交通省中部地方整備局長
 - 愛知県北設楽郡設楽町長（立会人）
 - 愛知県豊川水系対策本部長（副知事）（立会人）
- 一、調印者握手
- 一、設楽ダム建設同意に関する協定書朗読
- 一、設楽ダム建設同意に関する協定書調印
 - 愛知県北設楽郡設楽町長
 - 国土交通省中部地方整備局長
 - 愛知県知事
- 一、調印者握手
- 一、あいさつ
 - 設楽ダム対策協議会長
 - 愛知県知事
 - 愛知県北設楽郡設楽町長
 - 愛知県北設楽郡設楽町議会議長
- 一、来賓あいさつ
- 一、事業者謝辞
 - 国土交通省中部地方整備局長
- 一、閉式の辞

設楽ダム建設に伴う損失補償基準に関する協定書

国土交通省が施行する豊川水系設楽ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得又は土地等の使用及びこれに伴って通常生ずる損失（以下「土地の取得等」という。）の補償について、設楽ダム対策協議会長 大久保 成一（以下「甲」という。）と国土交通省中部地方整備局長 佐藤 直良（以下「乙」という。）は、愛知県北設楽郡設楽町長 加藤 和年及び愛知県豊川水系対策本部長（副知事） 西村 眞の立会のもとに、下記のとおり協定を締結する。

記

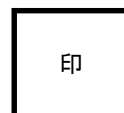
第1条 甲及び乙は、土地の取得等の補償を別添「設楽ダム建設に伴う損失補償基準」（以下「基準」という。）に基づき実施することについて相互に同意するものとする。

第2条 乙は、基準に基づき土地等の所有者及び関係人と土地売買等に関する契約を締結するものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 設楽ダム対策協議会長
(大久保 成一)



乙 国土交通省中部地方整備局長
(佐藤 直良)



立会人 愛知県北設楽郡設楽町長
(加藤 和年)



立会人 愛知県豊川水系対策本部長
副知事 (西村 眞)



設楽ダム建設同意に関する協定書

国土交通省が施行する豊川水系設楽ダム建設事業に関して、愛知県北設楽郡設楽町長 加藤 和年（以下「甲」という。）、国土交通省中部地方整備局長 佐藤 直良（以下「乙」という。）及び愛知県知事 神田 真秋（以下「丙」という。）は、下記のとおり協定を締結する。

記

第1条 甲は、乙の実施する設楽ダムの建設に同意するものとする。

第2条 乙は、設楽ダム建設事業を円滑に実施するものとし、甲及び丙は、設楽ダム建設事業が円滑に推進されるよう、誠意を持って協力するものとする。

第3条 乙及び丙は、平成15年10月20日の「設楽ダム建設事業の推進に関する協定書」締結時の事前確約事項並びに平成20年12月12日付「設楽ダム建設同意に係る確約事項について（回答）」を遵守するものとする。

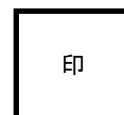
第4条 乙及び丙は、水没住民等の生活再建対策並びに設楽町の水源地域対策について、甲の協力を得て責任と誠意を持って実施するものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

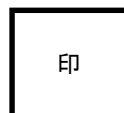
※下線部の内容については、別冊として添付してあります。

平成 年 月 日

甲 愛知県北設楽郡設楽町長
(加藤 和年)



乙 国土交通省中部地方整備局長
(佐藤 直良)



丙 愛知県知事
(神田 真秋)

